

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から4月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成23年8月3日

新潟市長 篠田 昭

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 Dekky401
所在地 新潟市中央区上近江4丁目12番20号
設置者 株式会社北村開発
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置
(変更前) 届出書に添付された図面のとおり
(変更後) 届出書に添付された図面のとおり
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 16箇所（位置は届出書に添付された図面のとおり）
(変更後) 13箇所（位置は届出書に添付された図面のとおり）
- 3 変更をした年月日
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
平成21年10月1日
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
平成21年10月1日
- 4 変更した理由
駐車場の利用状況を勘案し、土地の有効利用を図るため
- 5 届出年月日
平成23年7月21日
- 6 縦覧場所 新潟市経済・国際部商業振興課
及び新潟市中央区役所地域課

7 縦覧期間

平成23年8月3日から平成23年12月3日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項，意見書の提出方法その他の問い合わせ先
商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp